

くらしの法律救急箱



第61回 自転車のルールと責任

1 自転車の交通ルールの基礎知識

自転車は道路交通法上「軽車両」とされ、歩道と車道の区別があるところでは、車道を通行するのが原則となります。違反した場合は、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金という罰則もあります。

ただし、例外として、道路標識や道路標示の指定がある場合や、運転者が子ども（13歳未満）や高齢者（70歳以上）、身体の不自由な方の場合、さらには、「車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合」には、自転車が歩道を通行できることとされています。

この「やむを得ない場合」とは、道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合などをいいます。

さらに、自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません（右側通行は禁止）。右側通行は、左側通行をしている他の自転車やバイクなどと衝突したり、すれ違うときに車道中央に飛び出して自動車とぶつかったりする危険もあります。違反の場合には、3

か月以下の懲役又は5万円以下の罰金の罰則が定められています。

2 自転車の無謀運転

軽車両とされる自転車も、他の車両と同様に、道路標識・標示があればそれに従う義務があります。一時停止の標識のある交差点では、これに従い、停止線の直前で一旦停止、左右の安全確認をした後に発進しなければなりません。

そして、当然ながら、酒に酔って運転することも禁じられていますし、スマートフォンを使用しながら運転することは安全運転義務違反となります。

歩道は歩行者優先ですので、自転車が歩道を通行するときには、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。つまり、歩行者の通行を妨げるような運転はできず、自転車のベルを鳴らして歩行者に道を空けさせたり、スピードを落とさずに歩行者を追い越したりしてはいけないということです。

3 自転車事故

「小学生が起こした自転車事故で、損害賠償として9500万円の支払いが命じられた。」「自転車事故を



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

起こしたのに、そのまま走り去り、ひき逃げ（救護義務違反）の罪に問われた。」など、自転車事故に関するニュースもしばしば耳にします。

事故の相手方が四輪車やバイクの場合には、自転車はそれに比して弱い立場といえますが、事故の相手方が歩行者の場合は、自転車であっても「車両」対歩行者の構図として、自転車側の過失割合が比較的高くなります。

また、たとえ自転車であっても、事故を起こし、被害者に損害が発生すれば、その賠償が必要となります。賠償する項目としては、次のようなものが挙げられます。

- ・ 治療関係費（治療費、入院付添費、入院雑費、通院交通費）
- ・ 休業損害
- ・ 入院・通院慰謝料
- ・ 後遺障害が生じた場合は、後遺障害慰謝料
- ・ と逸失利益（後遺症による減収分）

なお、子どもが自転車に乗っていて起こした事故であれば、親の監督義務違反が問われることになり、子どもによる事故だからといって免責されるわけではありません。

被害者が重い後遺障害を負ったり、死亡させてしまった場合には、数千万円の賠償が必要となってしまいます。

警察庁によれば、2017年中に、自転車と歩行者の事故により歩行者が死亡又は重傷となった事故のうち、損害賠償責任保険等の加入が確認された自転車運転者は約60%にとどまったとのこと。自転車利用者（未成年者の場合は保護者）に対して、自転車保険への加入を義務づける条例を持つ自治体もあります。万一の事故に備えて、損害賠償責任保険等に加入しているか、確認してみてください。

